账

# 髙和果公報

発 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則 ページ ◎高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規

告 示

◎告示(地方自治法第180条の2の規定 に基づく知事の権限に属する事務の委

任) の一部改正

(行政管理課) (経営支援課)

1

1

○大規模小売店舗の新設に関する届出

公 告

○建設業法による処分

(土木政策課)

高知県教育長訓令

◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する 訓令

規則

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成30年9月25日

高知県知事 尾﨑 正直

#### 高知県規則第65号

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

高知県クリーニング業法施行細則(平成7年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記第12号様式中「戸籍の謄本又は抄本」を「戸籍謄本、戸籍 抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(クリーニング師試験の 申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本 又は戸籍抄本)」に、「明らかにした」を「記載した」に改め ス

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県クリーニング業法施行細則別 記第12号様式は、この規則による改正後の高知県クリーニング 業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用すること ができる。

## -----

示

#### 高知県告示第776号

平成27年3月高知県告示第160号(地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任)の一部を次のように改正し、平成30年9月27日から施行する。

平成30年9月25日

高知県知事 尾﨑 正直

1の(3)中「協議」を「届出の受理」に改める。

#### 高知県告示第777号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模 小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる 事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労 働部経営支援課に提出することができる。

平成30年9月25日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
- (2) 届出者の住所

愛媛県西条市西田甲590番地2

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

mac高須店

高知市高須東町6番3号ほか

(4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎 愛媛県西条市西田甲590番地2

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社大屋	代表取締役 伊藤 慎 太郎	愛媛県西条市西田 甲590番地 2

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日 平成31年5月1日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 1,378平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数

54台

イ 駐輪場の収容台数

40台

- ウ 荷さばき施設の面積50平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 12.36立方メートル
- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び 閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社大屋	午前9時	午後12時
その他未定テナント	午前9時	午後12時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午前零時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数

1 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間 帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成30年8月30日

- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年9月25日

高知県知事 尾﨑 正直

平成30年9月25

 処分をした年月日 平成30年9月25日

2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

有限会社北四国カッター

代表取締役 奥田 潤

高岡郡四万十町窪川1379-11

高知県知事許可(般-26)第8104号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項第2号の規定による建設業の許可(とび・土工工事業に関する一般建設業の許可)の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社北四国カッターの役員は、公然わいせつ罪で、懲役 6月(4年間刑の執行猶予)の刑が確定している(確定日:平成26年11月12日)ことが判明した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当する。

### 教 育 長 訓 令 -----

#### 高知県教育長訓令第4号

教育委員会事務局 各教育機関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次 のように定める。

平成30年9月25日

高知県教育長 伊藤 博明

# 教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓 令

教育長の権限に属する事務決裁規程(昭和46年3月高知県教育 長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第17号中「協議」を「届出の受理」に改める。

#### 附見

この訓令は、平成30年9月27日から施行する。

~